

高知県スポーツ振興県民会議条例をここに公布する。

高知県スポーツ振興県民会議条例

(設置等)

第 1 条 この条例は、スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）第 31 条の規定に基づき、同条に規定する審議会その他の合議制の機関として高知県スポーツ振興県民会議（以下「県民会議」という。）を設置するとともに、県民会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第 2 条 県民会議は、知事又は高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、及び当該事項に関して知事又は教育委員会に建議する。

- (1) 地方スポーツ推進計画の策定、変更、検証及び評価に関すること。
- (2) スポーツの指導者等の養成及び資質の向上並びにその活用に関すること。
- (3) スポーツ施設（スポーツの設備を含む。）の整備等に関すること。
- (4) スポーツ事故の防止等に関すること。
- (5) スポーツに関する科学研究の推進等に関すること。
- (6) 学校における体育の充実に関すること。
- (7) スポーツ産業の事業者との連携等に関すること。
- (8) 顕彰に関すること。
- (9) スポーツに係る事業の実施及び奨励に関すること。
- (10) スポーツの競技水準の向上に関すること。
- (11) スポーツ団体に対する補助金等の交付に関すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 県民会議は、委員 25 人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、県民会議に臨時委員を置くことができる。

(任命)

第 4 条 県民会議の委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、知事が教育委員会の意見を聴いて任命する。

- (1) スポーツ又は学校体育に関する団体の役職員
- (2) 市町村関係団体の役職員
- (3) 学識経験を有する者

(4) 前3号に掲げる者のほか、知事が必要であると認める者

(任期等)

第5条 県民会議の委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

3 委員が任命された時における当該職又は身分を失ったときは、委員の職を失う。

(会長等)

第6条 県民会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、県民会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 県民会議の会議（以下この条及び次条において「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の半数以上の出席がなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員のうち、出席した者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、及び意見を求めることができる。

(部会)

第9条 県民会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によって定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。

6 前2条の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第10条 県民会議の庶務は、高知県観光振興スポーツ部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、県民会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、昭和 37 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和 53 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に委員等に委嘱又は任命されている県議会の議員は、当該委員等の任期が満了するまでの間、引き続き当該委員等として在任することができる。この場合において、当該委員等である者の数が当該委員等の定数を超えるときは、当該数をもって当該委員等の定数とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の高知県スポーツ振興審議会条例第 1 条の高知県スポーツ振興審議会（以下この項において「従前の高知県スポーツ振興審議会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日においてこの条例による改正後の高知県スポーツ推進審議会条例（以下この項において「新条例」という。）第 4 条の規定により高知県スポーツ推進審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる高知県スポーツ推進審議会の委員の任期は、新条例第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、同日における従前の高知県スポーツ振興審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際第 1 条の規定による改正後の高知県部設置条例本則第 5 号カに規定する

事項に係る事務に係る法令、条例、教育委員会規則その他の規程（以下この項において「法令等」という。）の規定により教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法令等の規定により教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における法令等の規定の適用については、知事がした処分その他の行為又は知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の高知県スポーツ推進審議会条例第1条の高知県スポーツ推進審議会（以下この項において「従前の高知県スポーツ推進審議会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）においてこの条例による改正後の高知県スポーツ振興県民会議条例（以下「新条例」という。）第4条の規定により高知県スポーツ振興県民会議（以下「県民会議」という。）の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる県民会議の委員の任期は、新条例第5条第1項の規定にかかわらず、施行日における従前の高知県スポーツ推進審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 施行日以後最初に新条例第4条の規定により任命される県民会議の委員の任期は、新条例第5条第1項の規定にかかわらず、令和5年8月15日までとする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。